

公 告

平成26年度災害時における応急対策業務に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成26年 2月28日

国土交通省九州地方整備局

国営海の中道海浜公園事務所長 篠宮 章浩



国営海の中道海浜公園事務所では、災害時における迅速な被災状況の把握や、資機材、労力等の確保及び円滑かつ的確な災害対応を図るために事前に協力体制を構築しておく必要があるため、下記のとおり、災害時に協力いただける業者を募集します。

I 災害時の応急復旧（公園）

1. 主な業務内容

- (1) 国営海の中道海浜公園事務所の管理区域内において発生した公園災害の応急復旧措置
- (2) 河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて的確な情報収集
- (3) 災害対策用機械・機器の運搬及び運転に関する業務

2. 参加資格要件

下記項目を全て満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 九州地方整備局における平成25・26年度の造園工事A等級に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建設業法に基づく本店が福岡市または福岡市と境界を接する市町村に所在すること。
- (5) 一級または二級造園施工管理技士を3名以上保有していること。
（ただし、一級造園施工管理技士を1名以上有すること。）
- (6) 復旧作業に必要な一般資材や機材を保有していること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 応募申請書の提出の日から審査結果通知の日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

3. 募集業者数

- (1) 概ね5社程度。提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

なお、締結する協定区域の設定については、当事務所において決定するものとする。

Ⅱ 災害時の応急復旧（電気及び通信設備）

1. 主な業務内容

- (1) 国営海の中道海浜公園事務所の管理区域内の電気及び通信設備の災害復旧等

2. 参加資格要件

下記項目を全て満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 九州地方整備局における平成25・26年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建設業法に基づく本店又は支店等営業所が福岡市内に所在すること。
- (5) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、当事務所へ概ね60分以内に到着できる体制を確保できること。
- (6) 応募申請書の提出の日から審査結果通知の日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 募集業者数

- (1) 若干社
- (2) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。

Ⅲ. 協定期間

平成26年 4月 1日～平成27年 3月31日まで

Ⅳ. 応募期間

平成26年 3月 3日～平成26年 3月20日 17:00必着

V. 募集要領の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成26年3月3日から平成26年3月20日までに土曜日、日曜日、
祝日を除く毎日9時15分から17時30分まで配布する。

交付方法：手渡しにより交付する。

交付場所：〒811-0321

福岡市東区大字西戸崎18-25

国営海の中道海浜公園事務所 (092) 603-1111 (代)

①災害時の応急復旧（公園）

工務課 梶原（内線311）または山口（内線312）

FAX (092) 603-1114

②災害時の応急復旧（電気及び通信設備）

工務課 梶原（内線311）または山口（内線312）

FAX (092) 603-1114

VI. 手続きに関する問い合わせ先

上記V. と同じ

VII. 選定結果の通知

選定結果については、平成26年 3月25日までにお知らせします。

VIII. その他

1. 提出された申請書等は返却しない。なお、提出された申請書等は、選定の審査以外に使用しない。
2. 故意による虚偽の申請を行った場合は、協定を無効とする。

災害時協力業者募集要領

1. 主な業務内容（公園）

- (1) 国営海の中道海浜公園事務所の管理区域内において発生した公園災害の応急復旧措置
- (2) 河川情報センター、日本道路情報センター等を通じての的確な情報収集
- (3) 災害対策用機械・機器の運搬及び運転に関する業務

2. 応募の要件

下記項目を全て満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 九州地方整備局における平成25・26年度の造園工事A等級に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建設業法に基づく本店が福岡市または福岡市と境界を接する市町村に所在すること。
- (5) 一級または二級造園施工管理技士を3名以上保有していること。
（ただし、一級造園施工管理技士を1名以上有すること。）
- (6) 復旧作業に必要な一般資材や機材を保有していること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 応募申請書の提出の日から審査結果通知の日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

3. 募集業者数

- (1) 概ね5社程度。提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。ただし、「2. 応募の要件」に該当しない者については特定しない。
なお、締結する協定区域の設定については、当事務所において決定するものとする。

4. 主な業務内容（電気及び通信設備）

1. 主な業務内容

- (1) 国営海の中道海浜公園事務所の管理区域内の電気及び通信設備の災害復旧等

5. 応募の要件

下記項目を全て満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

- (2) 九州地方整備局における平成25・26年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建設業法に基づく本店又は支店等営業所が福岡市内に所在すること。
- (5) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、当事務所へ概ね60分以内に到着できる体制を確保できること。
- (6) 応募申請書の提出の日から審査結果通知の日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 募集業者数

- (1) 若干社
- (2) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。

7. 協定期間

平成26年 4月 1日（火）～平成27年 3月31日（火）まで

8. 応募期間

平成26年 3月 3日（月）～平成25年 3月20日（木）17:00必着

9. 手続きに関する問い合わせ先

〒811-0321

福岡市東区大字西戸崎18-25

国営海の中道海浜公園事務所 (092) 603-1111（代）

①災害時の応急復旧（公園）

工務課 梶原（内線311）または山口（内線312）

FAX (092) 603-1114

②災害時の応急復旧（電気及び通信設備）

工務課 梶原（内線311）または山口（内線312）

FAX (092) 603-1114

10. 選定結果の通知

選定結果については、平成26年 3月25日（火）までにお知らせします。

11. その他

- 1. 提出された申請書等は返却しない。なお、提出された申請書等は、選定の審査以外に使用しない。
- 2. 故意による虚偽の申請を行った場合は、協定を無効とする。

平成25年度国営海の中道海浜公園事務所災害応急復旧協力業者 応募申請書

平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局

国営海の中道海浜公園事務所長 篠宮 章浩 殿

申請者 住 所 〒 000-000 ○○市○○町○番○号
電話番号 000-000-0000
会社名 ○○建設株式会社
代表者 役職名 氏名 印
担当者 担当部署 ○○部○○課
氏 名 ○○ ○○
F A X 000-000-0000

下記のとおり、災害時協力業者として応募します。

記

応募箇所	国営海の中道海浜公園事務所
応募箇所までの 距離	会社（○○市○○町）～国営海の中道海浜公園事務所 距離：約○○km 車での時間：約○○分 工事基地（○○市○○町）～国営海の中道海浜公園事務所 距離：約○○km 車での時間：約○○分 ※ 経路を詳細に記入願います。 （ただし、自動車専用道路を利用する経路は除く）
災害協定等の 締結実績	○○に関する協定 （協定締結機関 ） ※協定書等の写しを添付して下さい
緊急時出動人員	○名

会社の保有 技術者	一級造園施工管理技士： 人 二級造園施工管理技士： 人
保有資材	別紙ー1に記入
保有機材	別紙ー1に記入
工事实績	別紙ー2に記入

※ 災害時の応急復旧（公園）の応募社のみ記載のこと。

会社所在地位置図

地図を添付

※会社所在地と工事基地が別であれば、それぞれ別に作成して下さい。また、国営海の中道海浜公園事務所との位置関係がわかるよう地図上に明記して下さい。

保有資機材一覧表

(平成26年3月3日現在)

別紙ー1

	(単位)	数量
大型土のう袋	枚	
土のう袋	枚	
保安ロープ	m	
木杭	本	
バリケード	個	
保安灯	個	
セフティーコーン	個	
シート	枚	
発電機	台	
チェーンソー	台	

	(単位)	数量
トラック	台	
ダンプ (2 t)	台	
ダンプ (4 t)	台	
ダンプ (10 t)	台	
バックホー・ショベル	台	

※トラックやバックホー等は規格は問いません。

その他資材	種別	数量

その他機材	種別	数量

※ 上記、資材は会社保有のみとします。他社（協力会社保有やリース等）は除きます。

国営海の中道海浜公園内の工事实績

	工事名	施工年度	国	公園管理センター
(例)	〇〇維持管理工事	H 2 3	○	
①災害復旧工事				
②公園維持管理工事				
③その他造園工事				

平成11年度以降に元請けとして完成した上記①～③に該当がありましたら施工年度の新しい工事を1件ずつご記入ください。

(なお、工事实績については、国又は公園管理センターの工事とします)